

## リスボン条約後のイタリア法と欧州人権条約との関係

### はじめに - 本報告の位置づけ -

博士論文「EU 法と国内法および国際条約の関係 - イタリア法、WTO 法、および欧州人権条約を題材に - 」

...目次：

- ・国内法と国際法の関係
- ・EU 法とイタリア法の関係
- ・イタリア法、WTO 法、EU 法の関係
- ・イタリア法、欧州人権条約 (ECHR)、EU 法の関係
- ・日本法への示唆

### 本報告の主題

➤リスボン条約発効前後より、イタリアで、ECHR の国内法における位置づけが議論されている

...ECHR は、EU 法か？EU 法に相当する法規範か？それとも一般的な国際条約か？

➤リスボン条約は、イタリアにおける ECHR の位置づけにどのような含意を有するのか？

### 前回の発表 (イタリア憲法裁判所 2007 年 10 月 24 日判決 348・349 号) までの経緯

#### 1 イタリアの一般的な国際条約と、EU 法との相違

##### (1) イタリアにおける国際条約...

承認法律により批准施行 (憲 80 条) 形式的序列は、法律の序列と同様 後法優越の原則 等

イタリア憲法 117 条第 1 項 (2001 年改正)

「立法権は、憲法により、並びに共同体法及び国際的義務に由来する拘束力に従い、国及び州により行使される」

憲法 (全体) > 国際条約 (「中間規範 (norme interposte)」) > 法律

国際条約は、形式的には法律と同等だが、実質的には法律に優越 (国際条約に違反する法律は、117 条違憲)

但し、国際条約は憲法規定全体に服す

違憲の判断は、イタリア憲法裁判所への付託により行われねばならない

##### (2) イタリアにおける EU 法...

イタリア憲法 11 条

「イタリアは、他国と等しい条件の下で、諸国間に平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的をめざす国際組織を推進し、助成する」

憲法 (基本原則) > EU 法 > 憲法 (基本原則以外) > 法律

EU 法は、イタリア憲法 11 条を根拠に、イタリア法に優越 (一元論的論理とは異なる)

但し、EU 法は憲法の基本原則に対しては優越しない

EU 法に抵触するイタリア法は、(具体的訴訟) 通常裁判官が適用排除 (抽象的審査) 憲法裁判所による違憲

= 直接効果

## 2 ECHR は一般的な国際条約？EU 法(相当)？

- >1955年 イタリアによる ECHR の批准 (1958年 EEC に先行) ECHR = 一般的な国際条約
- >1970年頃～ ECJ が、共同体の「法の一般原則」として ECHR の諸権利に言及開始
- >1993年 マーストリヒト条約：
  - ・旧 TEU6 条 2 項  
「連合は、**ECHR** により保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本的原理を、共同体法の一般原則として尊重する」
  - EU 法の基本権 (ECHR) の射程 EU 諸機関 / EU 法実施時の加盟国 / EU 法射程内の加盟国の行為  
EU 法射程外の加盟国の行為 加盟国の基本権 (憲法・ECHR)

ECHR は、場合に応じ、EU 法でもあり、一般的国際条約でもある 実体上、手続上、相違が生じる

<リスボン以前の状況>

EU 法の基本権(ECHR) EU-EU 法射程内の加盟国の行為 / EU 法射程外の加盟国の行為 加盟国法(憲法・ECHR)  
⋮  
⋮  
憲法(基本原則) > ECHR(EU 法) > 憲法(基本原則以外) > 法律  
直接効果あり  
(通常裁判官による抵触国内法の適用排除)

憲法(全体) > ECHR > 法律  
直接効果なし  
(憲法裁判所による抵触国内法の違憲無効化)

## 3 2007年10月24日付イタリア憲法裁判所判決第348・349号

### (1) イタリア憲法新 117 条の意義は？

当初イタリア憲法は、国内法規範における国際条約の効力ないし序列に関する特定の規定を備えず。

- ・ECHR...1955年8月4日法律第848号により、批准施行 序列は、法律の序列と同様。

後法に対して非常に脆弱。学説・判例も不安定。

### >2001年10月8日憲法的法律第3号によるイタリア憲法改正以降

- ・イタリア憲法新 117 条の規定「立法権による EC 法および国際条約の遵守」

...国際条約の位置づけは？

117 条により、国際条約に抵触する国内法令は、117 条の間接的違反により、憲法裁判所により違憲無効化

### (2) ECHR は、国際条約か？ EU 法か？ EU 法と同様憲法 11 条の射程に入る「国際組織」か？

ECHR (欧州審議会～人権裁判所制度) は、EU 法と同様憲法 11 条の射程に入る「国際組織」か？

...ECHR EU 法? ...EU 法同様、憲法 11 条にもとづき、直接効果を有し、抵触国内法は通常裁判官が適用排除?

ECHR は、憲法 11 条の射程には入らない。EU 法と同様の扱いは受けない

...理由: 欧州審議会(～制度)は、EU と司法・機能・制度的に異なる。ECHR は国家主権の制限を伴わない

ECHR は、EU 法か？

旧 TEU6 条「EU は ECHR の諸権利を尊重」(ECHR の「EU 法化」?)

...ECHR = EU 法? ...EU 法として、憲法 11 条にもとづき、直接効果を有し、抵触国内法は通常裁判官が適用排除?

本件の ECHR は、EU 法の扱いは受けない

...理由: 旧 TEU6 条規定の EU 法としての ECHR が関連性を有するのは、EU 法射程内(本件は EU 法射程外)

ECHR は国際条約か？

本件の ECHR は、国際条約の扱い

...理由: EU は ECHR-加盟国法の間接的関係を共通化する権限を有しない = ECHR-加盟国法の間接的関係は国内法事項

## リスボン条約の影響？

### 1 新 TEU6 条 (2009 年リスボン条約以降)

「1 項 連合は基本権憲章 (CFR) に定める権利、自由及び原則を承認する。CFR は、基本条約と同一の法的価値を有する。

CFR の規定は、基本条約に規定する連合の権限をいかなる意味でも拡大するものではない。

CFR の権利、自由及び原則は、その解釈および適用を規律する CFR 第 編の規定にしたがい、CFR にいう説明であって、これらの規定の淵源を述べたものに適正な考慮を払って解釈されなければならない。

2 項 連合は、ECHR に加入する。この加入は、基本条約に定める連合の権限に影響を及ぼすものではない。

3 項 ECHR により保障され、かつ加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権は、連合の法の一般原則を構成する」

CFR と ECHR の権利とに重複がある場合には、ECHR の基準が尊重される (CFR52 条 3 項)

新 TEU6 条中の ECHR の 3 つの法源性：

- ・ CFR (1 項) と重複する ECHR (CFR52 条 3 項) ... EU 権限を拡大しない (上記下線部分 + CFR52 条 2 項)
- ・ ECHR としての ECHR (2 項) ... EU 権限を拡大しない? (上記下線部分)
- ・ 一般原則としての ECHR (3 項) ... EU 権限を拡大しない (旧 TEU6 条 2 項の射程)

リスボン以前と同様の状況：

- ・ EU は ECHR-加盟国法との関係を共通化する権限を獲得しない = ECHR-加盟国法との関係は国内法事項
- ・ EU 法としての ECHR が関連性を有するのは、EU 法の射程内 (CFR51 条 1 項等) のみ

### 2 最近の判例の動向

(1) 2010 年 3 月 2 日付国務院判決第 1220 号... 「CEDU は直接適用可能になった」

「...当法廷は、イタリア憲法 24 条および (2009 年 12 月 1 日発効のリスボン条約による、EU 条約 6 条の修正を受け、国内法秩序において直接適用可能となった) ECHR6 条および 13 条から導かれる実効的な司法保護の原則を適用せねばならない。」

(EU 法射程外でも) 「ECHR = EU 法 > イタリア法」と判断!?

(2) 2010 年 5 月 18 日付 Lazio 行政裁判所判決第 11984 号... 「ECHR は EU 法の扱いをすることになった」

「EU 基本条約を改正するリスボン条約の発効を受けて、本件の問題は新たな方向へ展開することとなった。

リスボン条約の発効に際して、最も重要な点は、TEU6 条の修正による EU の ECHR への加入である。...

ECHR 規定の基本権を EU 法内部の原則として認めたことによる直接の帰結として、当法廷は以下のように判断する。すなわち、ECHR 規定は EU 加盟国の国内法規範において直接運用せらるる (immediatamente operanti) もとなった。つまり、ECHR 規定は、イタリア国内法規範においては、イタリア憲法 11 条にもとづき、共同体法として扱われる。国内裁判官は、共同体法に適合するように国内法規定を解釈する義務を負い、または共同体法を優先して国内法規定を即適用排除する義務を負う。国内裁判官が、適宜共同体裁判官に先決裁定を求めることはあるが、一方、国内法規範における違憲確認手続きを介することはない。」

(EU 法射程外でも) 「ECHR = EU 法 > イタリア法」という判断

(3)2011年3月7日付憲法裁判所判決第80号

➤憲法裁判所2007年10月24日判決348・349号を再確認...上記 3(2)

+

➤本件で新たに判示：

・CFR (TEU6条1項) に対応する ECHR...

CFRは加盟国-EU間の権限配分に変更を生じない+EU法射程外の事案にはEU法の直接効果は及ばない(5.5.)

・ECHRとしての (TEU6条2項) ECHR...

EUはECHR未加入 同条は効力がない EU法の直接効果は認められない 但し将来の加盟方法による(5.3.)

・一般原則として (TEU6条3項) の ECHR...

従前通りEU法射程外にはEU法の直接効果は及ばない(5.4.)

「5.2.

TEU6条は、リスボン条約により修正され、基本権保障のシステムを強化した。... 新たな規定の下、EUにおける基本権保障は、3つの法源にもとづく(こととなる)。すなわち、基本権憲章、EUが加入をした後のECHR、およびECHRに規定され、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する「法の一般原則」である。...

5.3.

本件の事案に関しては、上記の基本権保護規範のいずれも、私人によって主張された解決策[EU法の直接効果]を求めるものではない。特に、EUのECHRへの加入は、いまだ実現していないため、EUのECHRへの加入の予定からは、そのような方向性[EU法の直接効果]の議論は導かれえない。EU条約6条2項の規定は、いまだ効力を生じていない。同条の効力がどのようなものになるかは、EUのECHRへの加入が実現される際の態様によることとなる。

5.4.

さらに、TEU6条3項に言及されているECHRは、旧TEU6条2項の枠組を受け継いだものである。つまり、リスボン以前の基本権保護を受け継いでいる。したがって、当裁判所によって展開された従前の規律に関する考察がいまだに有効である。すなわち、EU法が適用しない分野においては、共同体法(現在のEU法)の「一般原則」として認められた基本権としての位置づけを根拠に、イタリア憲法11条がECHRにもおよぶと考えることは不可能である。...したがって、[ECHRを含む]「一般原則」は、共同体法(現在のEU法)が適用する事案においてのみ関連性を有し、国内法によってのみ規律される事案においては関連性を有しないという考察がいまだに有効なのである。

5.5.

この点については、残りの基本権保障規範である基本権憲章についても妥当する。私人によれば、基本権憲章に基本条約と同等の効力を認めたことは、基本権憲章52条3項の「同等性条項」にもとづき、ECHRを間接的に「条約化」したものであるということである。この規定を根拠に、基本権憲章がECHRの規定と同様の規定を有する場合、それら規定の意味および射程はECHRのものと同じものとされる(EUがより手厚い保障を与える可能性は否定されない)。結果として、私人によれば、基本権憲章に「対応する」規定を有するECHR上の権利は、EU法レベルにおいても保障されると考えられねばならないとのことである(本件においては、ECHR6条1項と同一の規定である基本権憲章47条規定の公開の法定で裁判を受ける権利)。

...しかし、条約改正の場では、基本権憲章に基本条約と同等の法的効力を認めることにより加盟国とEU諸機関の間の権限配分に影響が生じることはないよう意図されていたことを考慮に入れねばならない。実際、EU条約6条1項は、基本権憲章の規定が基本条約に規定されたEUの権限を拡張するものではないことを規定している。...基本権憲章51条は、明示的に、「基本権憲章の規定は、補完性の原則を遵守しつつ、EUの諸機関、およびEU法の実施を行う際の加盟国に対してのみ適用する」と規定している。このことから、基本権憲章がEUの権限を越えて基本権保障の制度を創設することを否定しているし、司法裁判所も、リスボン条約の発効以前も以後も、そのように判示している。

したがって、基本権憲章が適用可能であるには、事案がEU法によって(EU法によって、EU法を実施する国内措置によって、または加盟国によってとられるEU法の適用除外措置によって)規律されており、EU法と関連を全く有しない国内法のみによって規律されていないということが前提となる。本件では、そのような前提を欠く。私人は、EU法との関連性をなんら示していない。

5.6.

以上の考察により、本件において、裁判官は、私人の主張のように、ECHR6条1項に抵触すると考えられる国内法規定を適用排除する(non applicare)権限を有するとは考えられない。

## 考察

### 1 「EU 法化」(「共同体化」comunitarizzazione/「基本条約化」trattattizzazione) (GATT1947 と ECHR の違い)

#### (1)GATT1947 の「EU 法化」(当時の「共同体化」comunitarizzazione)

- ・ 1947 年当初...GATT1947 の締約国は加盟国  
GATT1947 は、加盟国法にとって一般的な条約の一つ
- ・ GATT1947 が「EU 法化」...GATT1947 が EU 権限事項となる (1968 年 対外共通関税の発効)  
GATT1947 は、加盟国法にとって EU 法の一部 (完全な「EU 法化」)

#### (2)ECHR の「EU 法化」(現在の「基本条約化」trattattizzazione)

- ・ 1950 年当初...ECHR の締約国は加盟国  
ECHR は、加盟国法にとって一般的な条約の一つ
- ・ ECHR が「EU 法化」...ECHR が EU 法規範に取り込まれる (1970 年頃 判例法、1993 年 旧 TEU6 条 2 項)  
ECHR は、加盟国法にとって、EU 権限事項では EU 法の一部、EU 権限外事項では一般的な条約の一つ (分担的な「EU 法化」)
- ・ リスボン条約による ECHR の「EU 法化」...EU・加盟国の権限関係に変更を生じない (TEU6 条)  
ECHR は、加盟国法にとって、EU 権限事項では EU 法の一部、EU 権限外事項では一般的な条約の一つ  
加盟国は、今までどおり、EU 権限外事項に関しては、ECHR を国内法に基づいて位置づけられる。

### 2 学説の反応

- ・ 現状の ECHR の位置づけ：その法的効力が ECHR 自体によっては決定されない。  
...ECHR は、EU 法の適用範囲内では EU 法として扱われ、EU 法の適用範囲外では条約として扱われる  
批判： 形式的過ぎるのでは?...異なる法規範間の融合よりも分裂を志向。  
ECHR をイタリア憲法 11 条/その他の憲法規定 (例えば憲法の人権規定) の射程内に含めてよいのでは?
  - ・ 11 条...主権の制限を伴う法制度は、EU 法に限らないとも言える。
  - ・ 11 条...諸国間の平和・正義に資する国際制度は、EU に限らない。  
そうすると、ECHR のみならず、国際人権規約も射程に入る可能性も。  
イタリア憲法裁判所の判示は、その可能性も残している!?ていうか、EU 法としての ECHR と、国際条約としての ECHR の位置づけ・扱いが異なるのはなぜ問題か?

### 3 他の加盟国の状況

#### (1)フランス：

- ・ 手続...通常裁判官が法律の EU 法・ECHR 適合性を判断 抵触国内法を適用排除
- ・ 実体...憲法に対する優越は認めていない (EU 法も ECHR も)  
EU 法と ECHR で扱いの違いは無い模様!?

#### (2)ドイツ：

- ・ 手続...通常裁判官が法律の EU 法・ECHR 適合性を判断 抵触国内法を適用排除
- ・ 実体... (例外的に (EU 法の場合)) 憲法に対する優越は認めていない (ECHR の場合)  
EU 法と ECHR で扱いの違いは、手続面でイタリアより小さい!?

#### 4 逆差別の問題？

➤イタリアにおける逆差別...イタリア憲法3条「差別禁止」違反：

- ・イタリア法による「パスタ」の産品要件...

輸入産品への適用...EU法上許容されない

国内産品への適用（国内産品を不利に扱う逆差別）...「全く国内的な状況」（国内法の問題）

憲法裁判所「逆差別...イタリア憲法3条『差別禁止』違反」（EU法上の権利の国内法へのスピル・オーバー）

- ・EU権限事項内外でECHRの位置付けが異なることは、差別を生じることにならないか？

##### EU法射程内

実体的側面：憲法(基本原則) > ECHR(EU法) > 憲法(基本原則以外) > 法律

手続的側面：通常裁判官が抵触国内法を適用排除

##### EU法射程外

憲法(全体) > ECHR(国際条約) > 法律

憲法裁判所が抵触国内法違を憲無効化

#### まとめ

- ・リスボン条約は、EU法の観点からは、イタリアにおけるECHRの位置づけの変更を要求するものではない。
- ・イタリアにおけるECHRの位置づけは、EU法射程内の場合とEU法射程外の場合とで、イタリア憲法上許容されない差別を生じる可能性を孕んでいるのでは？

#### 参考文献

RANDAZZO, A., Brevi note a margine della sentenza n. 80 del 2011 della Corte Costituzionale, [www.cortecosituzionale.it](http://www.cortecosituzionale.it)

RUGGERI, A., La Corte fa il punto sul rilievo interno della CEDU e della Carta di Nizza-Strasburgo, [www.cortecostituzionale.it](http://www.cortecostituzionale.it).

CRAIG & DE BURCA, EU Law, 5<sup>th</sup> ed., Oxford, 2011.

MIRATE, S., A new status for the ECHR in Italy, European Public Law 15, no. 1 (2009), pp. 89-110.

ROSSI, L. S., Recent pro-European trends of the Italian Constitutional Court, CMLR 46 (2009), pp. 319-331.

KELLER & STONE SWEET (eds.), A Europe of Rights: The impact of the ECHR on national legal systems, Oxford UP, 2008.

ADINOLFI, A., The judicial application of community law in Italy, CMLR 35 (1998), pp. 1313-1369.